

宮リバー度会パーク・遊水プール鏡指定管理者 選定審査基準書

1 目的

本選定審査基準書は、令和9年4月から宮リバー度会パーク・遊水プール鏡の管理運営を行う指定管理者を選定するにあたり、度会町指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が行う審査の方法、評価基準等を示すものである。

2 選定審査の概要

（1）選定方法

本町は、指定管理者に対して、当該施設の維持管理及び運営業務を通じて、施設本来の設置目的に照らし最も効率的、効果的なサービスの提供を求めるものである。特に、指定管理者には本町が仕様書をもって指示する指定管理者業務を適切かつ安定的に実施するという基本業務ほか、維持管理に関するサービス水準の向上に係る提案や施設の設置目的の達成に資する自主事業の実施を期待するところである。

これらを総合的に判断するためには、指定管理料の価格のみならず、サービスの質の向上に関する審査を要することから、組織体制及び人材保護に関すること、リスク分担能力に関すること、各種提案内容に関すること等を総合的に評価する『公募型プロポーザル方式』により行うものとする。

（2）選定審査の方法

選定審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査により行うものとする。

書類審査では、指定申請書をはじめとして募集要項等で提出を義務付ける書類により、応募資格その他適切な業務執行の確保状況に関する審査を実施する。

プレゼンテーション審査では、事業計画書等に記載する提案事項等に関して応募団体に具体的説明を求め、質疑応答等を実施した上で、選定委員会が審査判定を行うものとする。

ただし、応募が1団体のみであった場合には、選定委員会によるプレゼンテーション審査は実施せず、町所管部局による個別ヒアリングを行うことで当該選定審査とすることができるものとする。

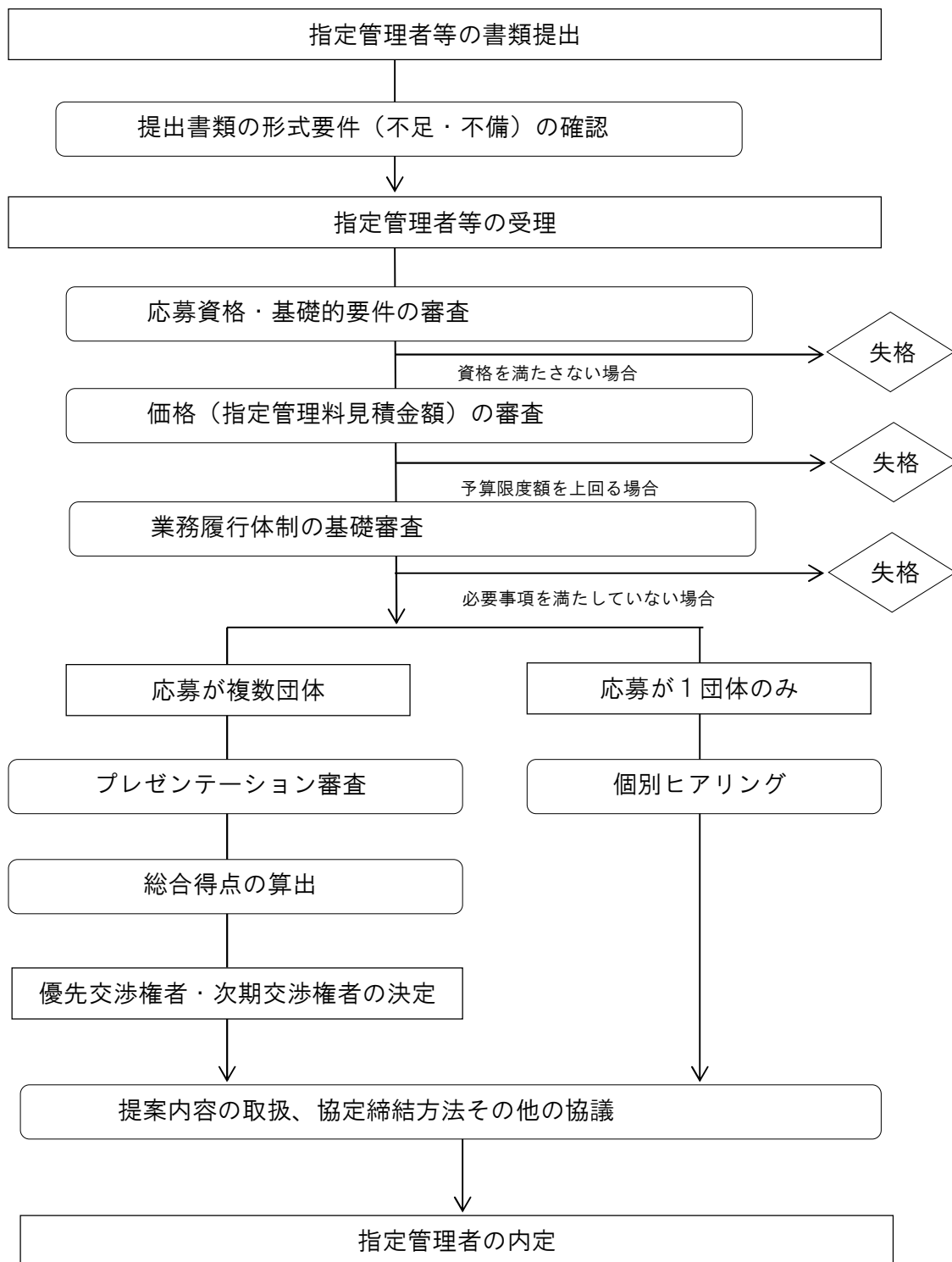
（3）選定審査体制

当該施設の指定管理者の選定審査は、町長が設置する選定委員会が行うものとする。

なお、選定委員会は、選定審査を適切かつ円滑に行うため、第1分科会及び第2分科会を設けて、選定審査を分担させるものとする。

3 選定審査の手順

指定管理者の選定審査の手順は、概ね以下に示すとおり行うものとする。



4 資格審査

応募団体が提出する書類等により、応募団体（共同企業体による応募の場合は構成団体すべて）が募集要項等で定める指定管理者の資格要件を満たしているかどうか審査を行う。なお、資格要件を満たしていない場合には、失格とする。

5 価格審査

応募団体が提示する指定管理料見積金額と町予算限度額と比較し、町予算限度額以下の金額であるかどうかの審査を行う。なお、指定管理料見積金額が町予算限度額を上回る金額である場合には、失格とする。

6 業務執行体制等基礎審査

応募団体が提出する事業計画書等により、町が示す仕様を適切に実施できるかどうかを書面審査するものとする。なお、事業計画書等の記載されている事項について、内容確認又は調査を実施する場合がある。

7 プレゼンテーション審査

応募団体が当該応募に関してPRしたい提案事項等について、プレゼンテーションを実施するものとする。プレゼンテーションは提出する事業計画書に基づいて行うものとし、その内容を評価することで『加算点』を決定するものとする。

なお、加算点の具体的な評価基準及び配点は別紙1に示すとおりとする。

＜プレゼンテーション審査の実施方法（予定）＞

日 時	令和8年11月17日（火）
場 所	度会町役場 会議室
説明者	3名以内
説明時間	1団体あたり20分程度
方法	・事業計画書を基本資料として説明するものとするが、補足資料の持ち込みは可とする。補足資料を使用する場合は、当日6部持参すること。 ・説明方法は、紙資料・パワーポイントの映写等とする。
その他	プレゼンテーションの具体的日程・方法等は、指定申請書等の受付互に個別に通知するものとする。

8 評価方法

(1) 評価構成要素

項目		配点	備考
サービス 得点	標準点	10 点	応募資格に満たし、かつ仕様書に示す管理運営業務の適切な遂行が確保されると認めた場合に付与する。
	加算点	0.0 ～50.0 点	別紙 1 に示す基準によりプレゼンテーション審査等を経て付与する。
価格評価点		90.0 ～100.0 点	次の計算式により算出する。 $\frac{\text{指定管理料見積金額}}{\text{町予算限度額}} \times 100$ ただし、指定管理料見積金額が町予算限度額の 9 割以下である場合は一律 90.0 点として得点化する。なお、町予算限度額を上回る場合には失格とする。

<評価構成要素の注意事項>

- ・指定管理料見積金額が町予算限度額の 9 割以下である場合は、一律 90.0 点として評価の上限を設けている点を留意すること。また、指定管理料見積金額が町予算限度額の 9 割以下である場合で選定委員会が特に必要と認めた場合には、適切な業務の執行を確保するための特別審査を行う場合がある。

(2) 総合得点の算出

指定管理者の選定をする『総合得点』は、以下の計算により算出する。

$$\text{総合得点} = \frac{\text{サービス得点（標準点＋加算点）}}{\text{価格評価点}}$$

※小数点以下第 3 位四捨五入

9 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

選定委員の総合得点の合計が最も高い団体を『優先交渉権者』とし、優先交渉権者に次いで総合得点が高い団体を『次点交渉権者』とするものとする。

選定審査終了後、優先交渉権者に対して指定管理者の指定を受ける意志確認や管理運営業務仕様書の規定方法等について協議を行い、支障がない場合に指定管理者として内定するものとする。なお、指定管理者の指定は、町議会の議決により確定することとなる。

なお、次点交渉権者は、優先交渉権者が内定を辞退した場合、本町と優先交渉権者の協議が整わない場合等に、本町との交渉権を得るものとする。ただし、次点交渉権者の当該交渉権は、令和 9 年 3 月 31 日をもって消滅するものとする。

別紙 1

サービス得点加算基準

宮りバー度会パーク・遊水プール鏡の指定管理者選定審査において、サービス得点の『加算点』に関する取扱いについては、以下の基準により評価するものとする。

1 評価項目及び配点

区分	評価項目	指標	配点
事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること	物的能力	安定した財政基盤を有しているか	5.0
	人的能力	当該施設の設置目的や指定管理者制度の趣旨について理解が優れているか	5.0
		同類施設の管理運営実績があるか	5.0
		スタッフの人数・体制は優れているか	5.0
		スタッフの資質向上に関する取組みあるか	5.0
事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであること	維持管理	清掃、保守点検等の維持管理業務に関して、仕様を上回る優れた取組があるか	5.0
	その他	その他施設の効用を高める具体的提案があるか	5.0
その他施設の設置目的を達成するために十分な能力を有するものであること	安全管理	日常の安全対策に関して優れた取組があるか	5.0
	危機管理	事故対応、災害時など非常時への対応策が適切に計画されているか	5.0
	その他	その他特に評価できるものがあるか	5.0

2 採点方法

評価項目ごとに評価し、得点を合計したものを加算点とする。

評価	基準	得点化方式
AAA	特に秀でて優れている	配点×1.00
AA	秀でて優れている	配点×0.75
A	優れている	配点×0.50
B	やや優れている	配点×0.25
C	特に優れていると認められない（標準的）	配点×0.00